

新型コロナウイルス感染症に伴う市立小中学校の対応について

令和2年4月17日
磐田市教育委員会

国は4月16日、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大しました。そして、静岡県は本日、今回新たに設定された「特定警戒都道府県」ではないものの、県立学校の臨時休業期間の延長を決定しました。

本市においても、引き続き感染防止対策を徹底していくため、臨時休業期間を延長することとし、放課後児童クラブは感染拡大を防止するため、閉所します。

1 市立小中学校の休業期間

現在) 臨時休業期間：4月11日(土) ～ 4月26日(日)

今回) 延長する期間：4月27日(月) ～ 5月10日(日)

2 休業期間中の登校日

時差通学や学年別等の分散登校等により、登校日を設定することがあります。

3 中学校の部活動

休業期間中は、中止とします。

4 放課後児童クラブの閉所期間(4月26日までは開所)

閉所する期間：4月27日(月) ～ 5月10日(日)

※放課後児童クラブの利用料の取扱いについては、後日通知する予定です。

5 子どもの居場所確保が困難な家庭への対応

次に該当する場合など、子どもの居場所確保が困難な家庭への対応については、学校及び放課後児童クラブからお知らせします。

- (1) 保護者が医療従事者である場合
- (2) 保護者が社会機能を維持するために就業することが必要な場合
- (3) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- (4) その他やむを得ない理由がある場合

6 保護者の皆様へのお願い

次の3点について、ご家族の皆様にお声掛けをお願いします。

- ・風邪の症状がみられる場合は、症状がなくなるまで自宅静養すること。
- ・不要不急の外出は控えること、こまめな手洗いやマスクの着用など、徹底的に感染リスクを避ける行動を取ること。
- ・ご家族の中に感染が拡大している地域へ出掛けたり、その地域から戻ったりした人がいる場合は、2週間を目途に、ご家族を含めた他の人と「密接」「密集」「密閉」の中で接することは避けること。

上記は、4月17日時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。